

関東森林管理局入札等監視委員会設置要領

23 関企第58号

平成23年12月27日

(最終改正：令和4年8月4日 4 関企第56号)

(趣旨)

第1条 「入札等監視委員会の設置及び運営について」(平成6年5月31日6経第930号大臣官房経理課長通知。以下「監視委員会通知」という。)に基づき、関東森林管理局における契約に係る競争参加条件の設定、資格の確認、指名業者の選定等の手続の透明性を一層高めるとともに、入札及び契約事務の適正化を図るため、関東森林管理局に「関東森林管理局入札等監視委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長及び治山センター所長(以下「森林管理局長等」という。)が行った契約(次のアからウに掲げる契約を除く。以下同じ。)に関し、入札及び契約手続の運用状況についての報告を受ける。
 - ア 国の収入原因契約
 - イ 国の行為を秘密にする必要がある契約
 - ウ 予定価格が予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第2号、第3号、第4号又は第7号に掲げる金額を超えない契約
- (2) 対象契約のうち委員会が抽出指定したものに関し、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約とした理由及び経緯等についての審議を行い、必要に応じて意見の具申又は勧告を行う。
- (3) 第1号の報告及び第2号の審議結果を踏まえ、入札結果を分析するとともに、入札事務及び契約事務の適正化並びに入札談合の防止に向けた方策について総合的に審議する。
- (4) 「工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続について」(平成13年4月27日付け13経第173号大臣官房経理課長通知)の第3に規定する再苦情、「林野庁工事成績評定要領」(平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知)の第9に規定する苦情、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」(平成19年3月16日付け18経第1840号大臣官房経理課長通知)の第8に規定する再苦情、及び「国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領」の制定について(平成22年3月18日付け21林国管第106号林野庁長官通知)第9に規定する苦情(以下「再苦情」と総称する。)の処理を行うとともに、再苦情を受けた者が講じようとする措置の概要について報告を受けること。
- (5) 「公正入札等調査委員会の設置等について」(平成6年5月31日付け6経第931号大臣官房経理課長通知)別添の入札等談合情報等マニュアル(以下「談合等マニュアル」という。)第4(2)に基づき、入札等談合情報等の内容、公正入札等調査委員会の審議の状況及び入札等手続の取扱いに関する結論並びに各委員の意見について報告を受けること。

2 委員は、談合等マニュアル第3に基づき、談合調査情報の対象となっている案件に係る入札等手続の取扱いについて意見を行う。

(委員会の構成及び事務局の設置)

第3条 委員会の構成は、契約制度に関する学識経験等を有し、公正中立の立場を堅持できる者3名以上とし、委員は、関東森林管理局長が委嘱する。なお、委員の任期等については次

のとおりとする。

- (1) 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 委員は、再任されることができる。
- (3) 委員長は、委員の中から互選する。なお、委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- (4) 特定の契約につき特別の利害関係を有する委員は、当該事案に係る審議に参加することができない。
- (5) 委員は、第2条第1項各号の事務を処理するうえで知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員会の事務局は、企画調整課に置くものとし、当該課の監査官等が庶務を行う。

(会議)

第4条 第2条第1項第1号から第3号までの事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、次により行う。

- (1) 定例会議は、原則として、第2号の表の左欄に掲げる時期に開催する。ただし、森林管理局の業務の繁忙期に当たる場合には、その時期を外して開催することは差し支えないものとする。
- (2) 定例会議における第2条第1項第1号の報告（以下「報告」という。）は、それぞれ次の表の右欄に掲げる期間に締結した契約を対象とする。

開催期	報告対象期間
5月又は6月 8月又は9月 11月又は12月	第3・第4四半期（10月～3月） 第1四半期（4月～6月） 第2四半期（7月～9月）

- (3) 報告は、事務局が、次の表の左欄に掲げる事項のうち該当する事項について、右欄に掲げる資料、談合情報等の対応状況及び委員が事前に指示した資料を提出して行う。

事項	作成する資料
工事契約総括表	入札方式別発注工事総括表（別紙様式1-1）
業務契約総括表	入札方式別発注業務総括表（別紙様式1-2）
物品・役務契約総括表	物品・役務の調達方式別総括表（別紙様式1-3）
競争入札による契約（公共工事等）	競争入札（公共工事等）（別紙様式2-1）
随意契約（公共工事等）	随意契約（公共工事等）（別紙様式2-2）
競争入札による契約（物品役務等）	競争入札（物品役務等）（別紙様式2-3）
随意契約（物品役務等）	随意契約（物品役務等）（別紙様式2-4）
指名停止	指名停止等一覧表（別紙様式3）
再度入札における一位不動の状況（土木一式工事、建築一式工事）	再度入札における一位不動状況（別紙様式4-1）

再度入札における一位不動の状況 (測量、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、その他)	再度入札における一位不動状況 (別紙様式 4-2)
再度入札における一位不動の状況 (物品の製造、物品の購入、役務の提供等)	再度入札における一位不動状況 (別紙様式 4-3)

(4) 定例会議において審議を行う契約 (以下「審議対象契約」という。) の抽出は、当該定例会議に先立ち、委員が別紙様式 2-1 から別紙様式 2-4 までに記載された契約の中から、事前に行うこととし、その方法、件数等については、次に定めるところによる。

ア 定例会議への提出資料とされている契約の一覧表 (入札方式別発注工事一覧表、入札方式別発注業務一覧表及び物品・役務の調達方法別一覧表) は、当該支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官 (代理官を含む。) が行った契約のうち、公表対象となっている契約について作成する。

イ 審議の対象とする事案の抽出方法及び件数等については、次の (ア) から (ウ) を基準としてあらかじめ委員会において抽出する。

(ア) 治山・林道事業、調査・設計等業務、生産・造林事業、物品・役務 (生産・造林事業を除く) ごとに、それぞれ落札率 95% 以上の事案について、原則、落札率が高い順から 5 件以内を抽出する。なお、95% 以上の事案がない場合は 90% 以上とする。

(イ) (ア) の抽出を行うに当たっては、次の点に留意するものとする。

a 森林管理署毎の治山・林道事業、調査・設計等業務、生産・造林事業等別に、過去 1 年間分以上の事案毎の工事等名とその等級、実施地区 (市町村単位)、入札日、落札者名とその等級、応札者名、予定価格、落札価格、落札率等を整理した入札結果

b 応札者 (応募者を含む。以下同じ。) が 1 者の事案

c 公益法人又は公益財団法人 (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 18 年法律第 50 号) 第 42 条第 1 項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。以下「公益法人等」という。) を相手方とする契約の事案

(ウ) 委員会が必要があると認めるときは、上記 (ア)、(イ) にかかわらず、抽出を行う。この場合において、1 位不動状況及び低入札状況等にも留意する。

(5) 審議対象契約に関する説明は、次の事項を記載した資料を提出して、契約担当課等の担当官が実施するものとする。

ア 契約件名

イ 事業概要

ウ 入札・契約手続審査委員会審査状況

エ 競争方式

オ 応札者数

カ 契約相手方 (公益法人等の有無を含む。)

キ 契約締結日

ク 履行期間

- ケ 予定価格（契約限度額を含む。）
- コ 契約金額
- サ 落札率
- シ 入札公告（公示）日
- ス 入札公告（公示）期間
- セ 応札者の条件
- ソ 1者応札（応募）の原因
- タ 1者応札（応募）の改善策
- チ 指名事業者選定理由
- ツ 随意契約理由
- テ 応札者、応札金額及び落札までの入札回数等が記載された入札執行調書の写し

ト 積算書における工種ごとの積算額に対する、入札参加者が提出した工事費内訳書における工種ごとの積算額の比率をグラフにしたもの（全入札参加者について、入札参加者ごとに、工種ごとの上記比率を算出し、縦軸を「比率（基準を100とする）」、横軸を「工種」とする座標上の点を結び、一つグラフに記入したもの）

ナ その他委員会が必要と認めるもの

- 2 第2条第1項第4号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、第6条第1項の申立てがあった場合、必要に応じ開催する。なお、再苦情の申立ては、再苦情申立書（別紙様式5）を提出して行う。
- 3 会議は、委員長が召集することとし、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。
- 4 会議の議決は、出席委員の過半数の賛成がなければならないこととし、可否同数のときは、委員長が決する。
- 5 会議は、非公開とする。

（意見の具申及び勧告）

第5条 委員会は、第2条第1項第1号又は第2号の事務に関し、報告の内容又は審査した契約に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要に応じ、森林管理局長等に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

- 2 森林管理局長は、委員会から前項の意見の具申又は勧告があったときは、林野庁長官を經由し、大臣官房参事官（経理）に速やかに報告するとともに、事案の調査及び改善策等の検討を行い、その結果を林野庁長官を經由して大臣官房参事官（経理）に報告し、協議を行う。
- 3 森林管理局長は、大臣官房参事官（経理）との協議により、前項の意見の具申又は勧告に係る事案が重要なものであると判断した場合には、速やかに当該事案の調査及び改善策等の検討結果について林野庁長官に報告する。
- 4 森林管理局長は、前2項に規定する報告及び説明を行った後、当該意見の具申又は勧告に対して措置すべき事項を実施するとともに、その実施内容について、直後の定例会議において委員会に報告しなければならない。
- 5 委員会は、第1項の意見の具申又は勧告を行った場合に必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。
- 6 委員会は、第2条第1項第3号の事務に関し、分析結果及び審議内容を速やかに林野庁林政課長に報告する。

（再苦情の処理）

第6条 再苦情を受けた者は、第2条第1項第4号の事務に関し、再苦情の申立てがあった場合、委員会に審議を依頼する。

- 2 委員会は、第2条第1項第4号の事務に関し、前項の再苦情の審議の依頼があった場合、再苦情処理会議を開催し、審議を行うものとする。

なお、審議は申立者及び再苦情を受けた者からの書面に基づくほか、必要と認め
る方法により行うことができる。

- 3 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を再苦情を受けた者に
報告するとともに、必要があると認めるときは、これを公表することができる。

なお、当該報告は、第1項の再苦情の申立てがあった日から概ね50日以内に行わな
ければならないものとする。

- 4 再苦情を受けた者は、第2条第1項第4号の事務に関し、講じようとする措置の
概要について、直近の会議に報告するものとする。

- 5 再苦情を受けた者は、第2条第1項第4号の事務に関し、以下の点に留意するも
のとする。

- (1) 再苦情の申立ては、原則として、入札・契約手続の執行を妨げるものでは
ないこと。
- (2) 申立者から入札・契約手続の執行停止の申出があったときは、委員会の意
見を聴くものとする。
- (3) 再苦情の申立ての却下は、再苦情申立書を受けた日の翌日から起算して7
日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項
に規定する休日を含まない。）以内に行われなければならないこと。
- (4) 委員会から申立てが認められなかった場合は、申立てに根拠が認められな
いと判断された理由について、委員会の判断を的確に示しつつ、申立者が十
分理解できるよう、直ちに通知するものとする。

（公表）

第7条 森林管理局長は、次の事項については、これを事務局において閲覧に供するとともに、
インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表する。

- (1) 委員の構成

委員の氏名及び職業を毎年度、その年度の最初の委員会開催後遅滞なく公表する。
なお、委員に変更のあった場合には、変更後最初の委員会の開催後遅滞なく公表する。

- (2) 審議に係る議事の概要

森林管理局長は、審議に係る議事の概要を別紙様式6-1、6-2により取りまとめ
の上、別紙様式2-1から別紙様式2-4までのほか、必要な資料とともに、委員会終
了後、遅滞なくこれを公表する。

附 則

この要領は、平成23年12月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年8月4日から施行する。

入札方式別発注工事総括表

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

入札方式	件数	単純平均落札率	備考
総契約件数 (1) 治山工事 (内訳) ① 一般競争契約 ② 随意契約 (2) 林道工事 (内訳) ① 一般競争契約 ② 随意契約 (3) その他の工事 (内訳) ① 一般競争契約 ② 公募型指名競争及び工事希望型競争契約 ア 公募型指名競争 イ 工事希望型競争契約 ③ ②以外の指名競争契約 ア 一般土木工事に係るもの イ その他 ④ 随意契約			(記載例) ○○月の特色としては、事務繁忙期であったため、通常の時期より2割程度発注件数が多い。 中でも一般土木工事に係る発注が多い。

注) 単純平均落札率とは、個々の案件の落札率を平均した数値のことをいう。

入札方式別発注業務総括表

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

入札方式	件数	単純平均落札率	備考
総契約件数 (1) 治山工事に係るコンサルタント業務 (内訳) ① 一般競争契約 ② 随意契約 (2) 林道工事に係るコンサルタント業務 (内訳) ① 一般競争契約 ② 随意契約 (3) その他の業務 (内訳) ① 一般競争入札契約 ② 公募型プロポーザル契約 ③ 公募型競争契約 ④ 簡易公募型プロポーザル契約 ⑤ 簡易公募型競争契約 ⑥ 標準型プロポーザル契約 ⑦ ②及び④以外の競争契約 ⑧ 随意契約			(記載例) ○○月の特色としては、事務繁忙期であったため、通常の時期より2割程度発注件数が多い。

注) 単純平均落札率とは、個々の案件の落札率を平均した数値のことをいう。

物品・役務の調達方法別総括表

(期間 年 月 日～ 年 月 日)
(単位：件、円)

区分	項目	契約方法別内訳									備考
		一般競争入札			指名競争入札			随意契約（企 画競争）	随意契約（そ の他）	計	
		件数	金額	単純平均落札率	件数	金額	単純平均落札率				
物品調達	林業用資材										
	建設用資材										
	特定物品（専売品）										
	その他物品										
役務調達	収穫調査委託										
	事業・業務委託										
	調査・設計委託										
	条件調査										
	その他役務										
計											

注) 単純平均落札率とは、個々の案件の落札率を平均した数値のことをいう。

競争入札（公共工事等）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		一般競争契約・指名競争契約の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		応札者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（※応札者の数が1の場合の記載事項）	備考
	名称	所在地		商号又は名称	住所					公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。

随意契約（公共工事等）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職の役員の数 （※契約の相手方が農林水産省が所管する特例社団法人又は特例財団法人の場合の記載事項）	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（※提案者の数が1の場合の記載事項）	備考
	名称	所在地		商号又は名称	住所						公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。

競争入札（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		一般競争契約・指名競争契約の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		応札者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（※応札者の数が1の場合の記載事項）	備考
	名称	所在地		商号又は名称	住所					公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。

随意契約（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職の役員の数 （※契約の相手方が農林水産省が所管する特例社団法人又は特例財団法人の場合の記載事項）	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（※提案者の数が1の場合の記載事項）	備考
	名称	所在地		商号又は名称	住所						公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。

指名停止等一覧表

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
		年 月 日～平成 年 月 日 (か月)		

(注) 該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け 59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び別表第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」(平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。

再度入札における一位不動状況

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

工事種別	等級	総入札件数 (件)	再度入札における一位不動状況					
			第2回入札における状況			※2		
			入札件数 (件)	一位不動件数 (件)	割合 (%)	入札件数 (件)	一位不動件数 (件)	割合 (%)
土木一式工事	A							
	B							
	C							
	D							
建築一式工事	A							
	B							
	C							
	D							
その他の工事								

※1 予定価格の金額に相当する等級ごとに、期間中における総入札件数及び再度入札における一位不動状況を記載すること。

※2 入札回数は、原則として2回を限度としているが、第3回入札を行ったものについて、その状況を記載すること。

再度入札における一位不動状況

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

業務種別	等級	総入札件数 (件)	再度入札における一位不動状況					
			第2回入札における状況			※		
			入札件数 (件)	一位不動産件数 (件)	割合 (%)	入札件数 (件)	一位不動産件数 (件)	割合 (%)
測量	A							
	B							
	C							
建設コンサルタント	A							
	B							
	C							
地質調査	A							
	B							
	C							
補償コンサルタント	A							
	B							
	C							
その他	A							
	B							
	C							

※1 予定価格の金額に相当する等級ごとに、期間中における総入札件数及び再度入札における一位不動状況を記載すること。

※2 入札回数は、原則として2回を限度としているが、第3回入札を行ったものについて、その状況を記載すること。

再度入札における一位不動状況

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

契約種別	等級	総入札件数 (件)	再度入札における一位不動状況					
			第2回入札における状況			第3回入札における状況		
			入札件数 (件)	一位不動件数 (件)	割合 (%)	入札件数 (件)	一位不動件数 (件)	割合 (%)
物品の製造	A							
	B							
	C							
	D							
物品の購入	A							
	B							
	C							
	D							
役務の提供等	A							
	B							
	C							
	D							
合計								

※予定価格の金額に相当する等級ごとに、期間中における総入札件数及び再度入札における一位不動状況を記載すること。

(再) 苦情申立書

年 月 日

森林管理局長等 殿

申立者

(住 所)

(電 話 番 号)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

1 (再) 苦情申立ての対象となる工事名

2 不服のある事項

3 2の主張の根拠となる事項

別紙様式6-1

関東森林管理局入札等監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日: ○○年○○月○○日)

開催日及び場所		○○年○○月○○日(○曜日) ○○会議室
委員		○○○○(大学教授) ○○○○(弁護士) ○○○○(会社役員) ○○○○(公認会計士)
審議対象期間		○○年○○月○○日～○○年○○月○○日
審議対象案件		○○件 うち、1者応札案件○○件 契約の相手方が公益社団法人等の案件○○件
抽出案件		○○件 うち、1者応札案件○○件 (抽出率○○%) (抽出率○○%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件○○件 (抽出率○○%)
抽出案件内訳	物品・役務等	一般競争 ○○件 うち、1者応札案件○○件 契約の相手方が公益社団法人等の案件○○件
		指名競争 ○○件 うち、1者応札案件○○件 契約の相手方が公益社団法人等の案件○○件
		随意契約(企画競争・公募) ○○件 うち、1者応札案件○○件 契約の相手方が公益社団法人等の案件○○件
		随意契約(その他) ○○件 うち、1者応札案件○○件 契約の相手方が公益社団法人等の案件○○件
	(特記事項)	
委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問 (詳細に記述すること。) 1 ▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲ ▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲ ▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲ 2 ×××××××××××××××××× ×××××××××××××××××× ××××××××××××××××××。
		回答 (詳細に記述すること。) (1に対する回答) ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○。 (2に対する回答) △△△△△△△△△△△△△△ △△△△△△△△△△△△△△ △△△△△△△△△△△△△△。
委員会による意見の具申又は勧告の内容		1 ▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲ ▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲ 2 ×××××××××××××××××××××××××××××××××××××× ×××××××××××××××××××××××××××××××××××××× ××××××××××××××××××××××××××××××××××××××。
[これらに対し部局長が講じた措置]		[1 に対して講じた措置・・・○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 2 に対して講じた措置・・・×××××××××××××××××××× ××]

事務局: ○○局(庁) ××部△△課▲▲室
(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。

別紙様式6-2

関東森林管理局入札等監視委員会再苦情処理会議審議概要

開催日及び場所	〇〇年〇月〇日(〇) 〇〇会議室			
委員	AA AA(大学教授) BB BB(弁護士) CC CC(経済団体理事)			
再苦情申立概要	申立日	件名	契約方式	契約月日
	〇.〇.〇	〇〇地すべり防止工事	通常指名	〇.〇.〇
	内容等			
委員からの意見 ・質問、それに対する回答(詳細に記述すること)	意見・質問		回答	
委員会による意見の具申又は勧告の内容				